

米沢市営体育館等 ご利用案内

お問い合わせ TEL / FAX 0238-23-0664

米沢市営体育館・米沢市営武道館・米沢市営相撲場・米沢市営北村公園テニスコートのご利用方法は個人利用（予約をせず、空き時間・場所で使用すること）と、専用利用（予約を行い、貸切で使用すること）があります。ご都合に合わせてご利用ください。（※但し、北村公園テニスコートは専用利用のみとなります。）

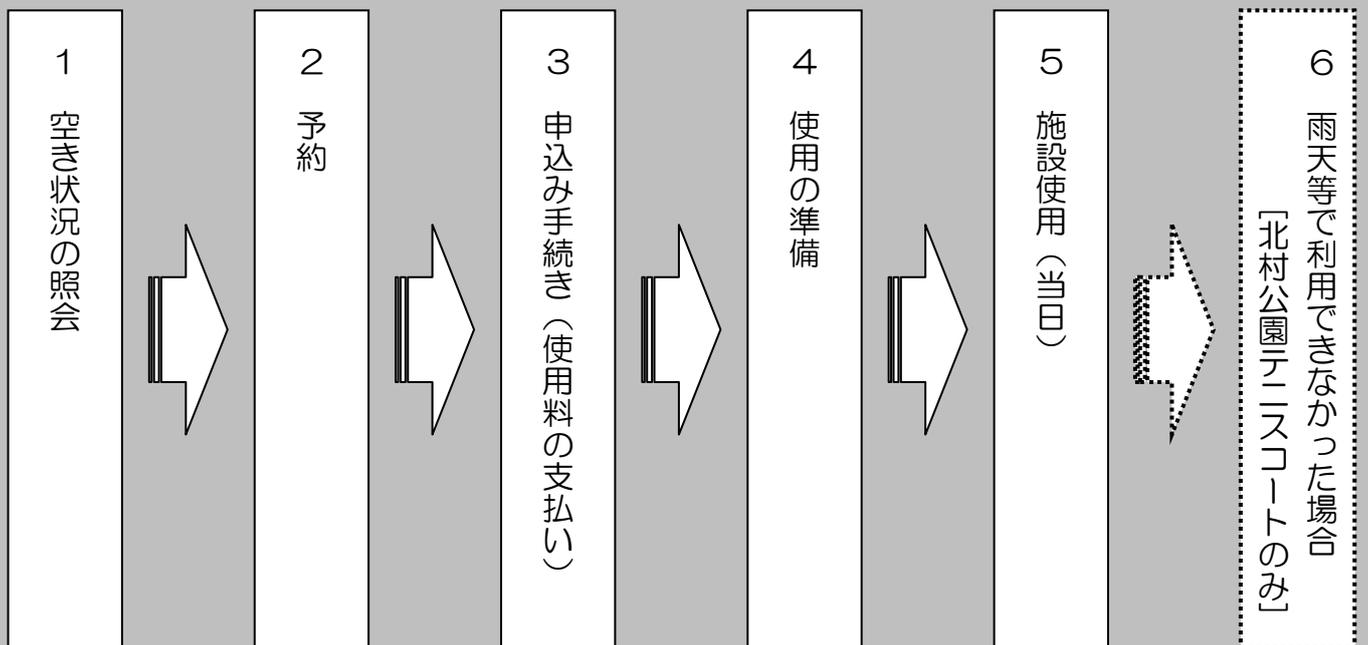
★ 個人利用（予約をせず、空き時間・場所で利用する）★

- ◆ 個人利用の場合、ご予約はできませんので施設の空き状況をご確認のうえ、ご来館ください。
- ◆ 窓口で次のいずれかにてご入場ください。※施設によって使用できる券が異なります。
個人利用券（1回券） / 回数券（個人利用券8枚つづり） / 通用券（年間券）

- 利用時間には準備や後片付けの時間も含まれます。
- 個人利用券は当日のみ有効となります。
- お求めいただいた個人利用券・回数券・通用券の払い戻しは出来ません。
- 市営体育館ご利用時は、室内専用シューズをご着用ください。
- 利用時に使うボール、ラケット等は各自ご持参ください。
(お手持ちの用具がない場合、貸出できる場合もありますのでお問い合わせください。)

★ 専用利用（予約を行い、貸切で利用する）★

ご利用のながれ



1 空き状況の照会

- ◆ ホームページ <http://www.yonegym.jp/> の **ご利用状況** をご覧ください。
(通常予約可能な3カ月先までご覧いただけます)
※利用状況は随時変わりますので、詳しくはお電話にてご確認ください。



2 予約

- ◆ お電話(0238-23-0664)または直接体育館窓口で、以下の項目をお伝えください。
 - ・ ご利用になりたい施設 / ご利用になりたい日時 / ご利用目的(種目等)
 - ・ 団体名 / 代表者名(担当者名) / ご連絡先(お電話番号)

- 【受付期間】** 使用予定日の**3ヶ月前の月の初日から**(1月のみ4日から)、使用予定日の**7日前まで**
(例:10月10日使用の場合7月1日から)基本的に受け付けは申し込み順となります。但し、大会・催し物等については文書(施設利用計画書)の提出をもって上記期間前より受け付けますが、申し込み順とはなりません。
- 【受付時間】** 通常 : 午前 8:30~午後10:00 [午後8:00までの受付にご協力をお願いします。]
休館日※ : 午前 8:30~午後 5:00 [年末年始は受付できません]
※毎週月曜日(但し、その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たる場合はその翌日)
- 【受付場所】** 米沢市営体育館事務室

- 準備や後片付けの時間も使用時間に入りますので、考慮に入れて使用時間を予約してください。
- 搬入した物品が置いてある場合や会場の設営がされている場合等他の利用が不可能であれば、無人でも使用時間に入りますので、考慮に入れて施設及び使用時間を予約してください。



3 申し込み手続き(使用料のお支払い)

- ◆ 使用料は前納制となっております。期限内に申し込み手続きを行い、使用料金をお支払いください。
※申し込み手続き(申請書の記入)は必ず、使用する設備等詳細が分かる担当者が行ってください。

- 【受付期間】** 使用予定日の**3ヶ月前の月の初日から**(1月のみ4日から)、使用予定日の**7日前まで**
(例:10月使用の場合7月1日から)大会・催し物等の場合、期間前でもご予約は可能ですが、申し込み手続きは期間内で行ってください。
- 【受付時間】** 通常 : 午前 8:30~午後10:00 [午後8:00までの受付にご協力をお願いします。]
休館日※ : 午前 8:30~午後 5:00 [年末年始は受付できません]
※毎週月曜日(但し、その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たる場合はその翌日)
- 【受付場所】** 米沢市営体育館事務室

- 納入済みの使用料は、利用者の都合での変更・取り消しの場合返金できません。
- 使用料は原則、体育館事務室で現金で直接お支払いください。(事前に来館することができない等やむを得ない場合のみ請求書を発行いたしますので、請求書に記載された銀行口座にお振り込みください。)
- 申請書を受理し使用料納入確認ののち、使用許可書を発行します。

《 使用の不許可(次の場合は使用を許可しません。) 》

- 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

山形県暴力団排除条例の改正に伴い、県の設置する公の施設の使用許可申請の際に「暴力団を利用する利用ではない」ことの誓約をお願いし、必要な場合は、県警に照会して暴力団関係者であるかどうかの確認を行う事となりました。これを受けまして、使用許可申請書の中に誓約事項の欄を設けておりますので、皆様のご協力をお願いいたします。

○施設等を汚損し、若しくはき損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

※サッカーや野球等、施設を破損するおそれのある競技ではご利用いただけません。また、跡が残りやすいので武道館はシューズを着用しての競技ではご利用いただけません。

○体育館・武道館の夜間一般開放時間（午後6：00～午後10：00）は、大会・催し物等以外で専用使用はできません。

○同一の個人または団体で、引き続き6日を超える使用はできません。

○会議室のみをスポーツ関連以外の目的（企業の面接等）では、使用できません。

○その他、管理上適当でないと認めるとき。

《 使用権の譲渡等の禁止 》

○許可を受けた権利は、他人に譲渡や転貸してはいけません。

《 使用の条件の変更、停止及び許可の取り消し（次の場合は、使用許可を取り消します。） 》

○使用許可に付した条件に違反したとき。

○その他、施設の管理上特に必要があると認めるとき。



4 使用の準備

◆ 円滑な使用のために、詳細について事前に必ず当施設との打ち合わせを行ってください。

○外部照明器具・その他大容量の電源を持ち込んで使用される場合は、主催者側で発電機をご準備ください。

○災害対策のため、不特定多数の方が参加される大会や催し物を行う場合、主催者は「自衛消防隊組織」を設置して『催物開催届出書』及び『自衛消防隊組織編成表』と『避難誘導員配置図』を各2部作成し、置賜広域行政事務組合消防本部へ提出後、写し（届出済証印のあるもの）を当施設へ提出してください。また、火気器具等を使用する場合は合わせて『露店等の開設届出書』（様式第12号の2）及び『火気器具等及び消火器配置図』も同様に提出してください。

○広告宣伝やチケット等の印刷は、必ず使用許可がおりてから行ってください。

○看板等の設置や物品の搬入または電話回線の引き込み工事等が必要な場合は、必ずご相談のうえ許可がおりてから行ってください。

○当施設宛てに荷物を送付する場合は、事前にお申し出ください。

○駐車場が混雑することが予測される場合、主催者は誘導など事前に対応を講じてください。

○当施設にはサブアリーナがありません。アップを行える場所が限られていますので、事前にご相談をお願いします。



5 施設使用（当日）

◆ 入館時及び退館時は、必ず責任者の方が事務室までお越しください。

※通常開館時間外は、申請された時間前に入館することはできません。

◆ 許可を受けた時間や付属設備等に追加または超過が生じた場合の使用料は、当日ご精算いただきます。

① 施設利用上の注意事項

1. 別紙『施設ご利用上の注意』のとおりですので、必ずご確認ください。

② 災害対策・非常時の対応

1. 地震や火災等災害の発生時に備え、ご利用前に必ず非常灯及び避難経路の周知徹底をお願いします。
2. 非常時には、避難誘導にご協力いただきますようお願いいたします。
3. AED（自動体外式除細動器）は事務室横に設置してあります。

③ 入場者の整理・警備

1. 会場内外の整理は、主催者が責任を持って実施してください。
2. 施設使用中の警備は、主催者が責任を持って実施してください。
3. 施設を通常と異なる状態（男子更衣室を女子更衣室として使用する等）で使用する場合は、必ず事務室へお申し出のうえ分かるように明示してください。

④ 駐車場

1. 駐車場が混雑した場合は、主催者で誘導・整理を行ってください。
2. 出入口はふさがないでください。また、身体障害者用スペースの適正利用にご協力ください。

⑤ 原状復帰

1. ご利用の際に移動や使用した備品は必ず元の位置に戻し、整理整頓してください。また、使用した競技場は清掃を行ってから利用を終了してください。※元の状態が不明な場合は、必ずスタッフに確認してください。
2. 利用時に発生したゴミは、主催者でお持ち帰りください。特に仕出し弁当の空き容器については、必ず業者にその日の内に引き取りに来ていただくよう手配してください。
3. 許可を受けた時間内に後片付けを終了し、スタッフの点検を受けて退館してください。

⑥ 損害賠償等

1. 天災等不測の事態により主催者・参加者・来客等に事故が生じた場合、その責任は一切負いかねますのでご了承ください。
2. ご利用中のケガや事故について、当施設の保険の適用はございません。万一に備えスポーツ保険等にご加入されることをお勧めいたします。
3. 敷地内における盗難に関しては一切責任を負いかねますので、各人で管理を徹底してください。
4. 当駐車場における一切の事故につきましては責任を負いかねますので、ご了承ください。
5. 施設もしくは備品を破損や紛失した際は、速やかにスタッフに報告を行ってください。また、原状復帰が原則となりおり損害相当額を賠償していただく場合がありますので、使用する方は責任を持って管理してください。

⑦ その他

1. 喫煙所の変更・屋外での水道使用・施設電源の使用等は必ず施設にお申し出のうえ、許可がおりてから行ってください。
2. 当施設には給湯室はありません。お湯が必要な場合は体育館事務室へお越しく下さい。
3. 施設の管理上必要がある場合、スタッフが当該許可に係る使用場所に立ち入ることがありますので、ご了承ください。
4. その他、利用に関して不明な点についてはスタッフに確認してください。



6 雨天等で利用できなかった場合 [北村公園テニスコートのみ]

★ 利用日時の変更（中止となった同料金分を変更することができます。）

- ・変更可能期間は、年度内となります。
- ・変更の手続きは、申請者本人のみ有効です。

★ 取消（中止となった分の使用料を還付することができます。）

- ・取消手続きは、原則として利用中止となった日から1週間以内に申請者本人が行ってください。
- ・取消手続き時は、必ず許可書と印鑑を持参してください。

※事前または利用中に中止となった場合は、必ず利用当日に米沢市営体育館へご連絡ください。

※利用日時の変更または取消は、1時間単位となります。